

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成28年12月18日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県公安委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良県公安委員会会議の公開に向けた取り組み状況が分かるもの。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年1月4日、実施機関は、開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないとして、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成29年2月7日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定を取り消し、奈良県公安委員会会議の公開に向けた取り組み状況が分かるものを開示するとの裁決を求める旨の審査請求を行った。

4 諮 問

平成29年3月2日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、奈良県公安委員会会議の公開に向けた取り組み状況が分かるものを開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

奈良県は、平成20年1月31日に「審議会等の会議の公開に関する指針」を策定し地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規程により設置された附属機関を対象として、その会議を公開し、開かれた県政を推進することとしている。

奈良県公安委員会は、地方自治法第138条の4第1項に基づく執行機関たる委員会であるため、直接にはこの指針の適用を受けることはないものの、執行機関の附属機関を公開とした指針の趣旨を鑑みると、執行機関自体も同様に会議の公開に向けて、会議の公開又は非公開に係る事項を整理検討するなどの取り組みを進めている筈である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 不開示とした理由

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、「奈良県公安委員会会議の公開に向けた取り組み状況が分かるもの。」とされており、これは、公安委員会の定例会議において傍聴を認めるなど、公安委員会の会議自体の公開に向けた取組状況が分かる文書と解釈した。

(2) 不存在とした理由

ア 公安委員会定例会議の公開（傍聴）を認めない理由

実施機関では、毎週1回、定例会議を開催し、管内における事件、事故及び災害の発生状況等を踏まえた警察の取組、組織や人事管理の状況等について、警察本部長以下の幹部から説明や報告を受け、委員による方針の決定、各種指示、意見等の伝達、結果の検証等を通じて、奈良県警察を管理している。

公安委員会定例会議においては、個人のプライバシーに関する情報や犯罪捜査の状況等が扱われることがあり、その内容を一律に公にすることは適当でなく、傍聴を認めれば、個人情報の保護及び公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれがある。

イ 奈良県情報公開条例との関係について

公安委員会定例会議では、条例第7条各号で規定される不開示情報を取り扱うことが多いことから、会議の公開・傍聴を認めることは適当ではない。

その一例は、以下のとおりである。

(ア) 個人に関する情報（条例第7条第2号）

被疑者、被害者、行政処分被処分者等に係る個人情報。

(イ) 法人等に関する情報（条例第7条第3号）

行政処分等に係る法人等の情報。

(ウ) 公共の安全等に関する情報（条例第7条第4号）

取締りに関する報告や暴力団その他反社会勢力に関する報告等、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に関する情報。

(エ) 審議、検討等に関する情報（条例第7条第5号）

公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、各委員の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報。

(オ) 事務又は事業に関する情報（条例第7条第6号）

取締り、人事案件に関する情報等、公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。

ウ 公安委員会の性質

審査請求人が審査請求の理由で述べているとおり、公安委員会は地方自治法第138条の4第3項の規定により設置されている附属機関ではなく、前記のとおり、警察を管理するための意思決定等を行う執行機関であり、その性質は異なる。

したがって、奈良県が策定した「審議会等の会議の公開に関する指針」の適用は受けず、公安委員会の定例会議の公開・傍聴を認めることはできない。

エ 文書の不存在について

これらの理由から、公安委員会において、会議の公開・傍聴を認めることは妥当ではなく、また、その必要性を認められないことから、実施機関では、これらに向けた取組は実施していない。

したがって、本件請求内容に係る行政文書を作成又は取得していない。

2 結語

以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当なものであり、本件決定について原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民等の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

審査請求人は、「奈良県公安委員会会議の公開に向けた取り組み状況が分かるもの。」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在である旨主張しているため、以下検討する。

実施機関では、毎週1回、公安委員会定例会議（以下「本件会議」という。）を開催し、管内における事件、事故及び災害の発生状況等を踏まえた警察の取組、組織や人事管理の状況等について、警察本部長以下の幹部から説明や報告を受け、委員による方針の決定、各種指示、意見等の伝達、結果の検証等を通じて、奈良県警察を管理していることを説明している。実施機関は、本件会議においては、個人のプライバシーに関する情報や犯罪捜査の状況等が扱われることがあり、その内容を一律に公にすることは適当でなく、傍聴を認めれば、個人情報保護及び公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれがあるため、会議の公開・傍聴を認めることは妥当ではなく、また、その必要性

を認められないことから、これらに向けた取組は実施していないと主張している。

そうすると、実施機関において、本件開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明について、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件開示請求に対応する行政文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

	審 査 経 過
平成 29 年 3 月 2 日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 6 年 1 月 26 日 (第 272 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 6 年 3 月 11 日 (第 273 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 6 年 5 月 10 日 (第 274 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 6 年 6 月 14 日 (第 275 回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
令和 6 年 9 月 25 日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
く ぼ ひろ こ子 久 保 博 子	奈良女子大学研究院工学系教授 (住生活・住環境学)	会長代理
たか や まさ し史 高 谷 政 史	弁護士	
たけ むら と も こ子 竹 村 登 茂 子	大阪芸術大学客員教授 (元読売新聞編集局次長)	
の だ たかし 野 田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
はやし あき とも大 林 晃 大	近畿大学法学部法律学科教授 (行政法)	